



新緑の清里をバスと小海線で巡る
現地ガイドつき



自然休暇村 紹介事業(日帰り) 参加者募集

羽村市から片道2時間弱、雄大な自然に囲まれた八ヶ岳南麓。中でも観光名所が集まる山梨県北杜市の清里高原に羽村市自然休暇村があります。

今回、休暇村周辺の観光スポットを巡り清里の素晴らしさ、休暇村の施設を知っていただくための日帰り紹介事業を行います。

日時 5月26日(金)午前7時30分～午後6時
(予定・雨天決行)

集合・解散場所 羽村市役所

行程 バスで北杜市へ移動、小海線へ乗車し、野辺山へ向かい「国立天文台」「清泉寮」などを巡ります。今回は初めて「大門ダム」(解説付き)にも立ち寄ります。自然休暇村での施設見学後、昼食をとります。昼食は、休暇村自慢のミニ懐石料理です。

※行程について詳しくは、募集チラシをご覧ください。

対象 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方(複数での申込みの場合は1グループ4人まで)で、過去に自然休暇村の体験事業(日帰り・宿泊)に参加したことのない方

定員 22人(最少催行人数10人)

※応募多数の場合は公開抽選で参加者を決定し5月12日(金)までに電話でお知らせします。

参加費 1人2,000円(当日現地でお支払いいただきます。小海線運賃別途負担500円)

※5月19日(金)以降にキャンセルした場合は、参加費の全額をお支払いいただきます。

申込み・問合せ 5月10日(水)午後5時までに、電話・ファクス・Eメールまたは直接地域振興課地域振興係☎203へFAX 554-2921

✉s107000@city.hamura.tokyo.jp(電話・直接の場合は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)

※Eメールの場合は、件名を「5/26 申込み」、本文に、参加希望の方(グループ全員)の「住所・氏名・生年月日・年齢・性別・電話番号」を入力してください。

※募集チラシは、市公式サイトに掲載するほか、市役所1階案内・2階地域振興課窓口、市役所各連絡所で配布しています。

※参加者には、自然休暇村の利用促進を目的とした簡単なアンケートに協力していただきます。

市民ボランティア

交通安全活動講習会

参加者募集

普段からPTAやボランティアとして交差点などでの交通安全活動を行っている方に対して講習会を行います。

歩行者の安全や自分自身の安全をどのように確保すればよいのか、また、歩行者や運転手に対してどのような声かけをすればよいのかなど、交通安全活動を行う方の疑問を少しでも解消できるように説明します。

日時 4月19日(水)午後7時～8時30分

会場 ゆとろぎ小ホール

定員 200人(先着順)

参加費 無料

講師 福生警察署員

※直接会場へお越しください。

※駐車場には限りがあります。公共交通機関などを利用してください。

問合せ 防災安全課防犯・交通安全係☎216



自転車ルール

問合せ 防災安全課防犯・交通安全係 ②16

自転車は、手軽で、環境負荷が小さく、健康増進効果が期待できる乗り物です。しかし、自転車は車の仲間。交通ルールやマナーを守り安全に利用しましょう。また、損害賠償責任保険などに加入しましょう。



知っていますか？ 自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

■ 車道と歩道の区別があるところでは、車道通行が原則です。しかし、次の場合は、例外として歩道を通行できます。

- 道路標識などで認められている場合
 - 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方が運転する場合
 - 道路工事や駐車車両などにより車道の左側を通行することが困難なとき
- や、車の通行量が非常に多く危険な場合

② 車道は左側を通行

■ 自転車は、車道の左側に寄って通行しなければなりません。右側通行は禁止です。ただし、二重線以外の路側帯であればそこを通行することができます。



▶ 二重線の路側帯

③ 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを行

■ 自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りをすぐ停止できる速度で徐行し、歩行者の通行を妨げてはいけません。歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止するか自転車から降りて押して歩きましょう。

④ 安全ルールを守る

■ 飲酒運転は禁止です。複数の自転車と並んで走るとも禁止です（「併進可」の標識がある場所を除く）。二人乗りは、幼児用の座席に6歳未満の幼児を乗せさせるとき以外 ▶ 併進可の標識はやめましょう。



■ 信号を守り、一時停止場所では必ず止まって安全確認をし、夜間はライトを点灯してください。

■ 傘差し、携帯電話やイヤホン、メールをしながらの運転は違反です。

⑤ 子どもはヘルメットを着用

■ 保護者は、13歳未満の子どもを自転車に乗せさせるときや同乗させるときには、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



入って安心！損害賠償責任保険へ加入しましょう

自転車を利用する方が加害者となる交通事故が多発しています。

自転車を利用する方は「車両運転者」としての責任を自覚し、損害賠償責任保険などへ加入しましょう。

自転車の賠償保険は損害保険会社の賠償責任保険のほか、(公財)日本交通管理技術協会のTSマーク制度があります。

TSマーク制度

TSマークとは、自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼付されるもので、このマークには、賠償責任保険と傷害保険が付いています。

TSマーク取扱店で自転車を購入したときなどに、点検・整備を受け点検・整備料を払うと、TSマークが貼られます(有効期間1年)。



みんなの迷惑！自転車放置

「少しの時間だから」「みんなも置いているから」といった軽い気持ちで自転車を放置すると、次のようなことが起こります。

① 歩道が狭くなり、歩行者の通行の妨げとなります。また、点字ブロックの上に自転車が置いてあると、視覚に障害のある方の通行の妨げとなり